

死刑執行に強く抗議するとともに、死刑執行を停止し、死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始することを求める会長声明

2026（令和8）年8月21日、大阪拘置所において1名の死刑が執行されました。今回の死刑執行は、高市内閣が発足してから初の執行でした。

死刑は、最も基本的な人権である生命に対する権利を剥奪する究極の刑罰であり、ひとたび執行されてしまえば、誤判に基づき死刑判決がなされた場合には、取り返しがつきません。

いわゆる免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件という4つの死刑確定事件に対する再審無罪判決、また、いわゆる足利事件及び布川事件という無期懲役刑確定事件に対する再審無罪判決が示すとおり、死刑判決を含む重大事件においても誤判の現実的危険性が存在することは客観的な事実です。

更に、近時の袴田事件において、2024年（令和6年）9月26日の静岡地方裁判所による無罪判決が確定しており、死刑確定事件であってもえん罪の疑いの強い事件が、現在でも、なお、存在することを一層明らかにしています。

死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を法律上・事実上廃止している国は145か国に上っており、全世界の3分の2以上を占めています。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国の中で死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみです。また、国連の自由権規約委員会、拷問禁止委員会及び人権理事会は、日本に対し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を何度も出し続けているところです。

また、死刑廃止は人権の問題であり、世論だけで決めるべき問題ではありません。世界の死刑廃止国の多くも、犯罪者といえども生命を奪うことは人権尊重の観点から許されないとの決意から、世論の多数を待たずに死刑廃止に踏み切った経緯があります。

日本弁護士連合会は、2016（平成28）年10月7日、福井市で開催された第59回人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、国に対し、死刑制度の廃止を目指すべきである

ことなどを求めてきました。

中国地方弁護士会連合会は、2019（令和元）年11月1日、岡山市で開催された第73回中国地方弁護士大会において、「死刑制度の廃止を求める決議」を採択し、国に対し、死刑の執行を直ちに停止し、速やかに死刑制度を廃止することを求めてきました。

そして当会は、死刑が、最も基本的かつ重要な人権である生命に対する権利を奪うものであること、裁判は常に誤判・えん罪の危険を内在しており、無実の者が生命を奪われる具体的危険性があること、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪うことなどを理由に、2020（令和2）年2月7日に開催した定期総会において、「死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める決議」を決議し、政府に対し、（1）死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始すること（2）死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止することを求めてきました。

このような状況における死刑執行は極めて遺憾であり、当会としても到底容認することができません。

当会は、政府及び国会に対し、今回の死刑執行に対し強く抗議するとともに、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度を廃止した場合の代替刑の在り方についての議論を含め、死刑制度を廃止することに向けた取り組みを直ちに開始することを求めるとともに、死刑制度が廃止されるまでの間、死刑執行を停止するよう、改めて強く求めるものです。

2026（令和8）年8月25日

島根県弁護士会

会長 和久本 光